

本号で公布された 法令のあらまし

◇中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第二五七号）（経済産業省）

- 1 中小企業等投資事業有限責任組合の組合員数の合計の上限を四九人から一〇〇人に引き上げることとした。（本則関係）
- 2 この政令は、公布の日から施行することとした。

◇介護保険法施行令の一部を改正する政令（政令第二五八号）（厚生労働省）

- 1 都道府県知事が介護支援専門員名簿から削除すべき介護支援専門員として罰金以上の刑に処せられた者等を追加することとした。
- 2 この政令は、平成一三年九月一日から施行することとした。

◇東チモール国際平和協力隊の設置等に関する政令（政令第二五九号）（内閣府本府）

- 1 国際平和協力隊の設置
 - (一) 国際平和協力本部に、東チモールにおける国際的な選挙監視活動のため、選挙の公正な執行及びその他の監視に係る国際平和協力業務等を行う組織として、平成一三年九月二〇日までの間、東チモール国際平和協力隊（以下「協力隊」という。）を置くこととした。（第一条第一項関係）
 - (二) 国際平和協力本部長は、協力隊の隊員のうち一人を隊長として指名することとした。（第一条第二項関係）
- 2 国際平和協力手当
 - (一) 協力隊の隊員に、東チモールにおける国際平和協力業務に従事した日一日につき、一万六、〇〇〇円から一万二、〇〇〇円までの間で二段階に分けて国際平和協力手当を支給することとした。（第二条第一項、第二項及び別表関係）

(一) 国際平和協力手当の支給に関しては、一般職の職員の給与に関する法律に基づく特殊勤務手当の支給の例によることとした。（第二条第三項関係）

3 隊員の定員は、六人とすることとした。（第三条関係）

4 施行期日等
 (一) この政令は、公布の日から施行することとした。

(二) 旧東チモール国際平和協力隊の設置等に関する政令は、廃止することとした。（附則第二項関係）

政 令

中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成十三年八月三日

内閣総理大臣 小泉純一郎

政令第二五十七号

中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第三条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律施行令（平成十年政令第二三十五号）の一部を次のように改正する。

第四条中「四十九人」を「百人」に改める。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

経済産業大臣 平沼 赳夫
内閣総理大臣 小泉純一郎

介護保険法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成十三年八月三日

内閣総理大臣 小泉純一郎

政令第二五十八号

介護保険法施行令の一部を改正する政令

内閣は、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十九条第二項第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

介護保険法施行令（平成十年政令第四百二十二号）の一部を次のように改正する。

第三十五条の二第三項第一号中「もの」を「者」に改め、同項第二号中「法の」を「法若しくは法に基づき命令の」に、「法に」を「これらに」に、「もの」を「者」に改め、同項に次の二号を加える。

- 三 罰金以上の刑に処せられた者
- 四 前号に該当する者を除くほか、介護支援専門員の業務に関し犯罪又は不正の行為があつた者

附 則

(施行期日)

1 この政令は、平成十三年九月一日から施行する。

(経過措置)

2 この政令の施行の際現に介護保険法施行令第三十五条の二第一項の介護支援専門員名簿に登録されている者に対する介護支援専門員名簿からの削除に関しては、この政令の施行前に生じた事由については、なお従前の例による。

厚生労働大臣 坂口 力
内閣総理大臣 小泉純一郎

東チモール国際平和協力隊の設置等に関する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成十三年八月三日

内閣総理大臣 小泉純一郎